

市第 42 号議案

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部改正

1 趣旨

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 2 号。以下「条例」という。）について、次のとおり、一部改正を行います。

- (1) より効果的な企業立地等の促進を図るため、本市の企業立地等助成金と神奈川県補助金との併給を可能とします。
- (2) 事業継続義務の履行をより一層確保するため、本市と事業者が、事業の継続義務等に係る契約を締結することを、企業立地等事業計画の認定要件として規定します。

2 主な改正内容

(1) 神奈川県の補助金との併給について【第 2 条第 13 号ア】

ア 改正の考え方

神奈川県が平成 28 年 4 月から新たな企業誘致施策を開始し、建設投資に対する補助金の制度を創設しました。この補助金は、県下の自治体と協調して企業誘致を進めることを前提に、県下の自治体からの助成金等との併給が可能な制度となっています。

現在、本市の企業立地等助成金については、国や他の地方公共団体等の補助金等との併給ができない規定となっていますが、神奈川県の企業立地等の促進を目的として交付する補助金等との併給を可能とし、より効果的な企業立地の促進を図ります。

イ 規定

第 2 条（定義）

- (13) 投下資本額 別表第 2 に定める固定資産の取得に要する費用で、次に掲げるものを控除したものをいう。

<新旧対照>

現行条例	改正案
ア 国、他の地方公共団体その他公共的団体の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用	ア 国、他の地方公共団体その他公共的団体の補助金、奨励金その他これらに類するもの（ <u>これらのもののうち神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付するものを除く。</u> ）の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用

<参考> 神奈川県と本市の助成率・助成額及び主な要件

	助成率・助成額 (最大)	主な要件		
		支援対象	対象地域	対象産業等
県	5%・5億円 (特区制度活用等の場合、 10%・10億円)	県外からの 立地	県内	「未病」、「ロボット」等、 県が定める産業・業種
市	12%・50億円 ※MM21 地域で本社の場合等	市外・市内 からの立地	市内特定 9 地域	全産業・業種 ※業務系 5 地域

(2) 事業の継続義務の履行確保について【条例第3条第3項第3号、第13条及び別表第2】

ア 改正の考え方

税法上、賦課決定した後に発生した事由により、既に決定した税率を遡及して変更することができないため、現行条例では税軽減についての追加徴収の規定を設けておりません。

昨年、条例により税軽減の支援を行った事業者の事業継続義務期間中の撤退による事業廃止があり、企業から税軽減相当額の自主納付（寄附）を受けましたが、今後類似のケースが生じた場合、制度として対応できるよう、規定を整備するものです。

具体的には、所定期間の事業継続と事業継続義務期間中に撤退した場合の税軽減相当額の違約金の支払いに関する契約を締結することで、違約金を明確化し、この契約締結を認定要件とすることにより、事業継続義務の履行を確保します。

イ 規定

現行条例第3条第3項の認定要件に、「次に掲げる事項を定めた契約を横浜市と締結していること」を追加します。

① 事業の継続に関する事項

立地の類型	継続期間
固定資産取得企業立地等	10年
固定資産賃借企業立地等	7年又は8年※

※ みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、重点産業の京浜臨海部地域・臨海南部工業地域は8年

なお、事業の継続義務については、現在、条例第13条で規定していますが、事業者との契約上の義務として、位置づけ直します。

② 違約金に関する事項

税軽減の対象となる固定資産取得企業立地等について、事業継続義務期間中に当該事業を廃止した場合における違約金に関して契約に定めます。

なお、違約金の額については、契約書の中で、税軽減相当額と規定します。

3 施行予定日

平成28年11月1日